

# 社会保障を支える税制について

土居 丈朗

(慶應義塾大学経済学部)

<http://web.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/>

平成22年11月22日

# 今後の財政運営はどうか

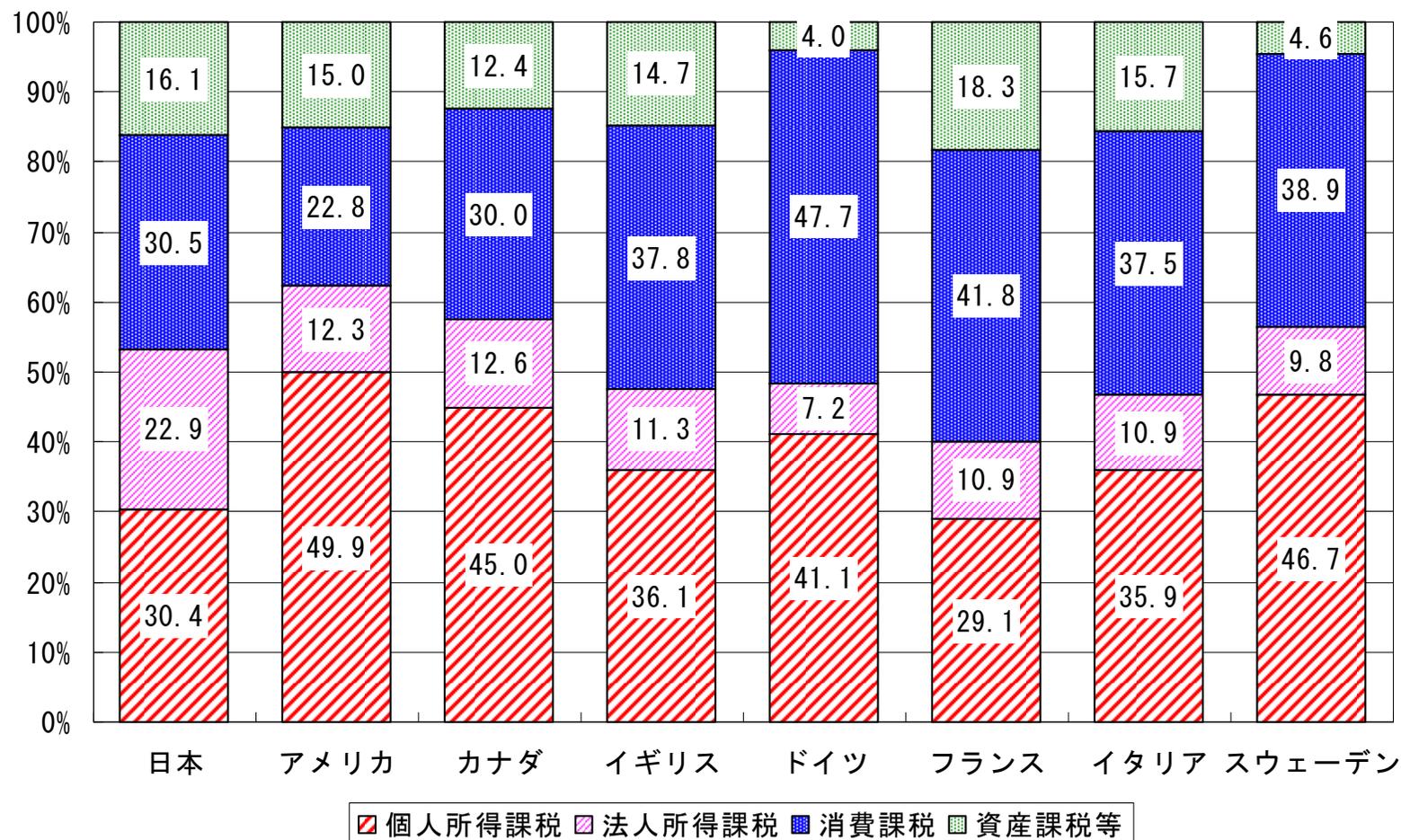
- 予算の無駄をなくす歳出改革は、不断の努力が求められる
- 「霞が関埋蔵金」依存は持続不可能
- 高齢化で社会保障費の自然増は不可避
- 歳出が多すぎるのではなく、税収が不足しすぎている
- 今後の財政は、税収をどう確保するかが課題
- 税制は、日本経済の行く末を決める1つの重要な要素

# 今後の税制で踏まえるべき点

- 少子高齢化(世代間格差是正)
  - グローバル化(国際競争)
  - 財政健全化(税收確保)
  - 地方分権化
- ◆ それぞれの要請に税制がどう応えるかを検討することが重要
  - ◆ 経済成長を阻害せずに、いかに税收を確保するか
  - ◆ 税制で格差是正を図るにしても、経済成長を阻害しては元も子もない
  - 消費税は増税、所得税は所得再分配機能の強化、法人税は減税

# 各国の税収構造

(構成比: 2000~2008年平均)



資料: OECD "Revenue Statistics"

出典: 土居文朗編著『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社刊

© Takero Doi.

# 経済成長と税制

- 経済成長率に与える影響

(被説明変数: 1人当たり実質GDPの対数値の階差)

税収に占めるシェア	個人所得課税	法人所得課税	消費課税
係数の推定値	-0.98	-1.13	0.93

これらの係数は1%有意水準で有意

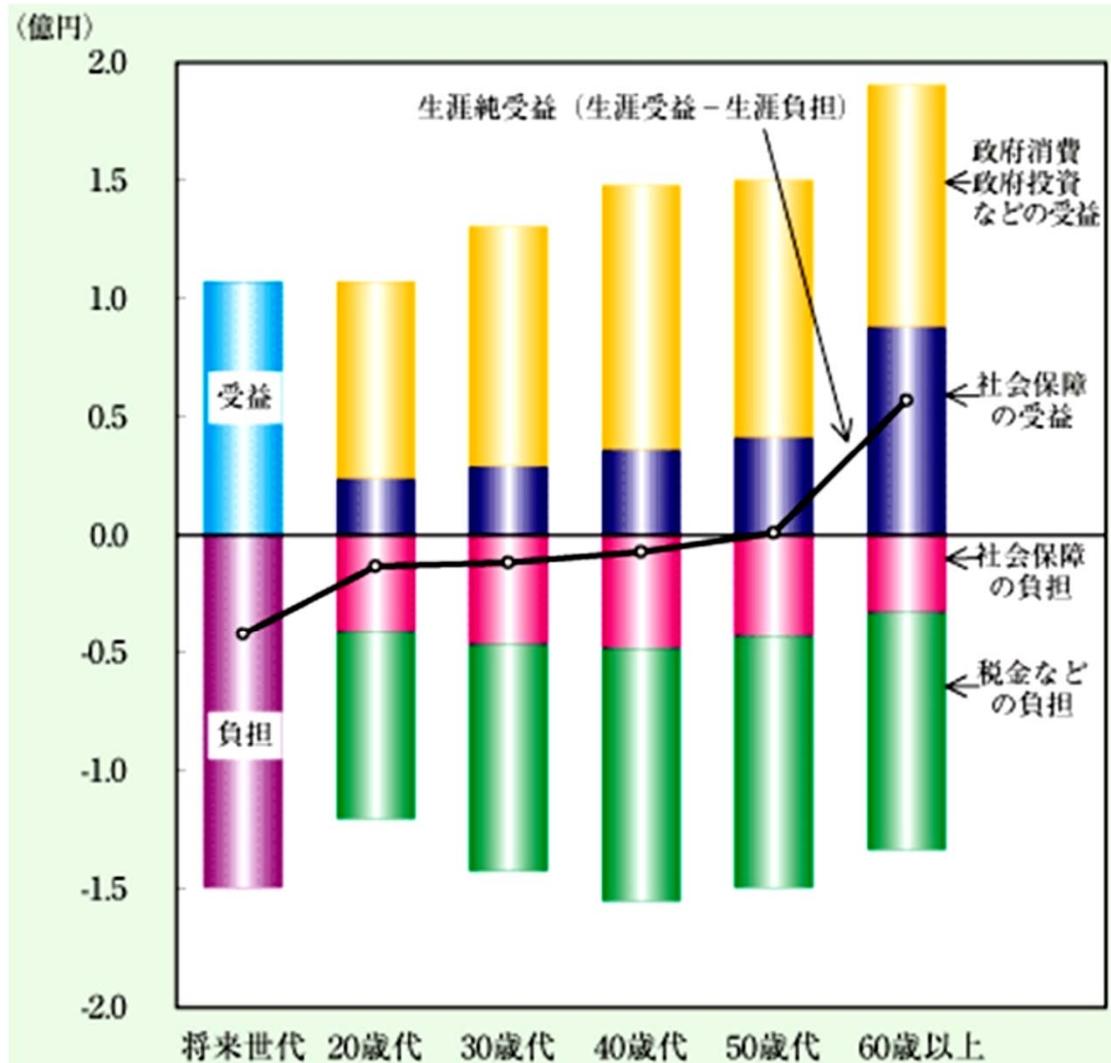
標本: 1971~2004年、OECD加盟国21ヶ国(オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、スイス、ドイツ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ニュージーランド、ポルトガル、スウェーデン、アメリカ)

出典: Arnold, J., 2008, "Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth?: Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries", *OECD Economics Department Working Papers No.643*.

# 社会保障財源としての消費税

- 社会保障の税財源として、消費税が重要
  - ・所得課税は、社会保険料として今後増大予定
  - ・勤労世代に過重な負担を求めない財源
  - ・貯蓄率低下が懸念される中で、貯蓄の二重課税を避けることができる → 経済成長に親和的
- 同じ収入を得るのに、経済活動をいかに阻害しないようにして課税できるのは、どの税か、という視点が重要
- 世界的には、所得課税よりも消費課税が主流に（貯蓄や配当などの二重課税を回避できる）

# 受益と負担の世代間格差



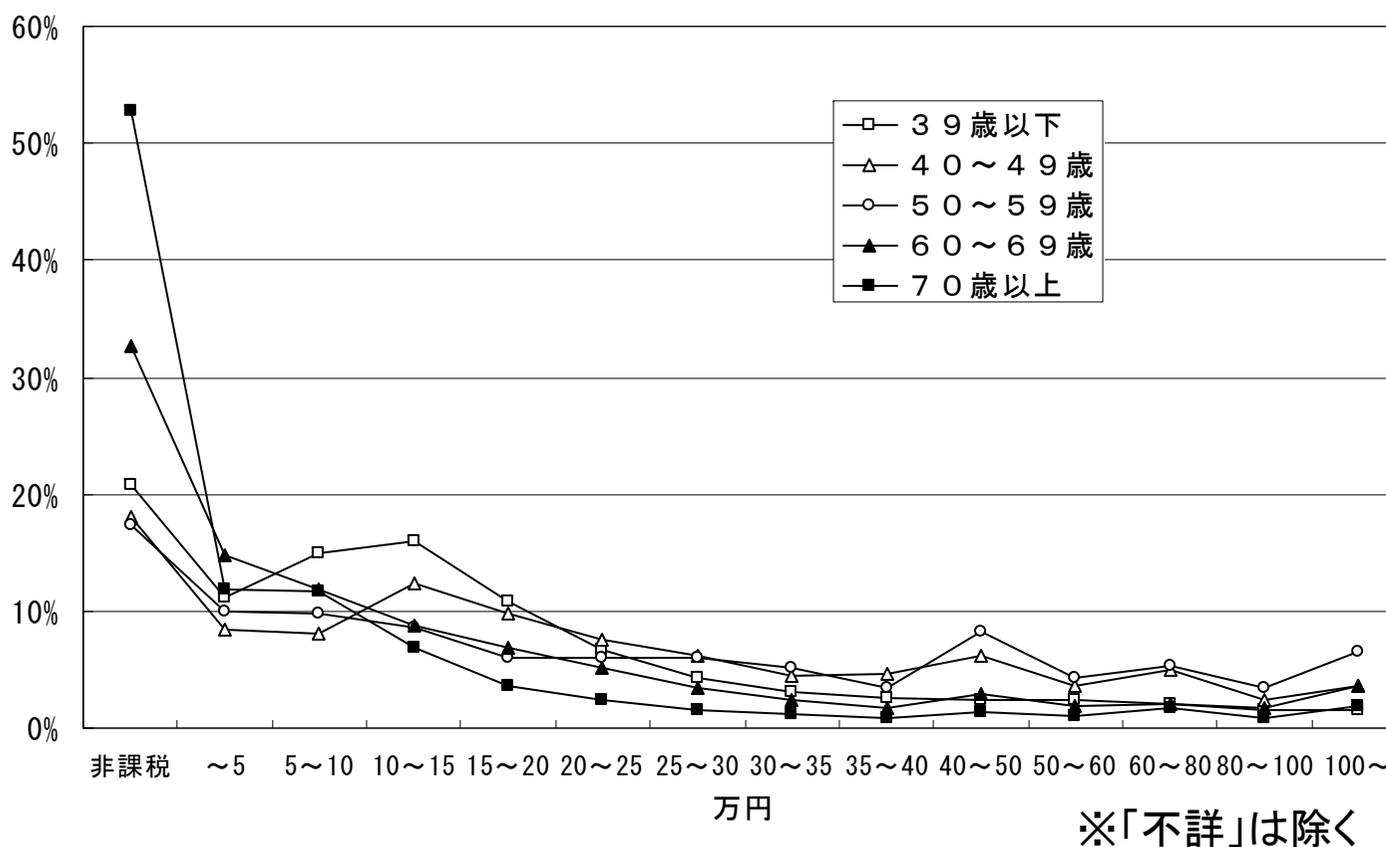
- (備考)
1. 内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」「全国消費実態調査」「国勢調査」、厚生労働省「社会保障統計年報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」により作成。
  2. 将来世代は、最近時点(99年)の受益水準が今後も維持される前提により算出。

出典：内閣府『経済財政白書2005』

# 所得税、社会保険料と消費税の負担(1)

- 所得税年間納税額の分布(世帯主年齢階層別)

## 年齢階層内の構成比

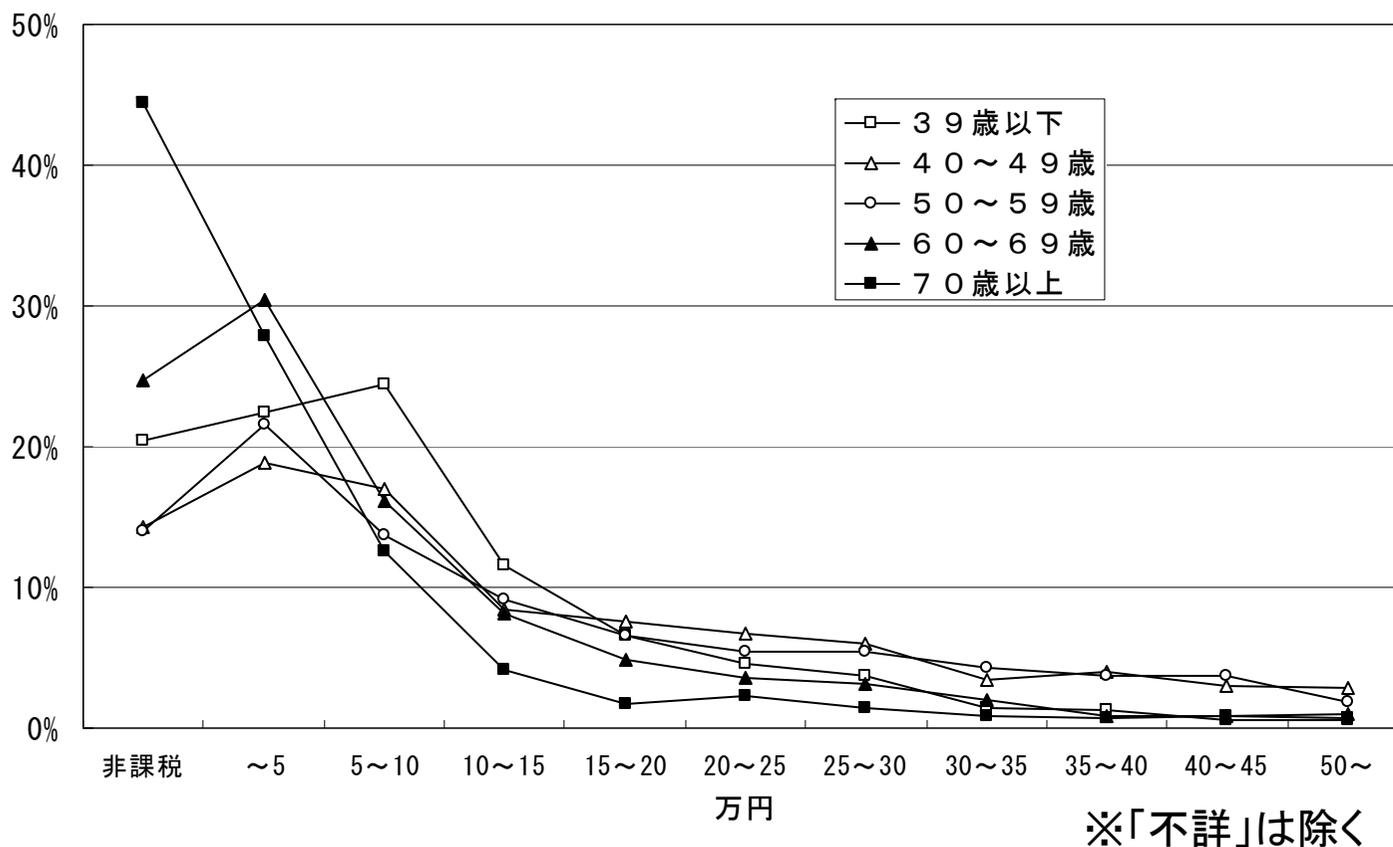


資料:厚生労働省『国民生活基礎調査』2006年

# 所得税、社会保険料と消費税の負担(2)

- 住民税年間納税額の分布(世帯主年齢階層別)

## 年齢階層内の構成比

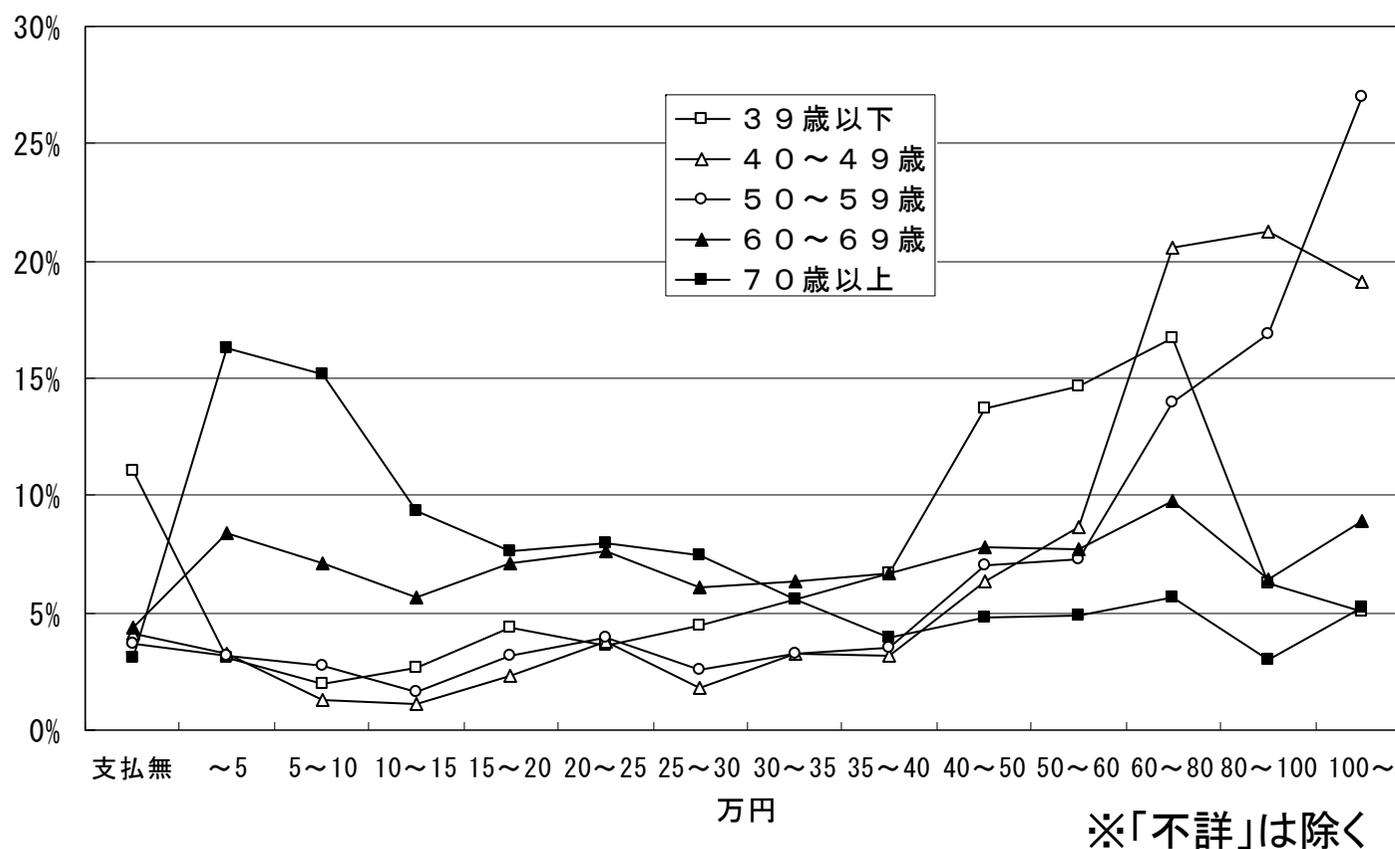


資料:厚生労働省『国民生活基礎調査』2006年

© Takero Doi.

# 所得税、社会保険料と消費税の負担(3)

- 社会保険料年間納付額の分布(世帯主年齢階層別)  
 年齢階層内の構成比

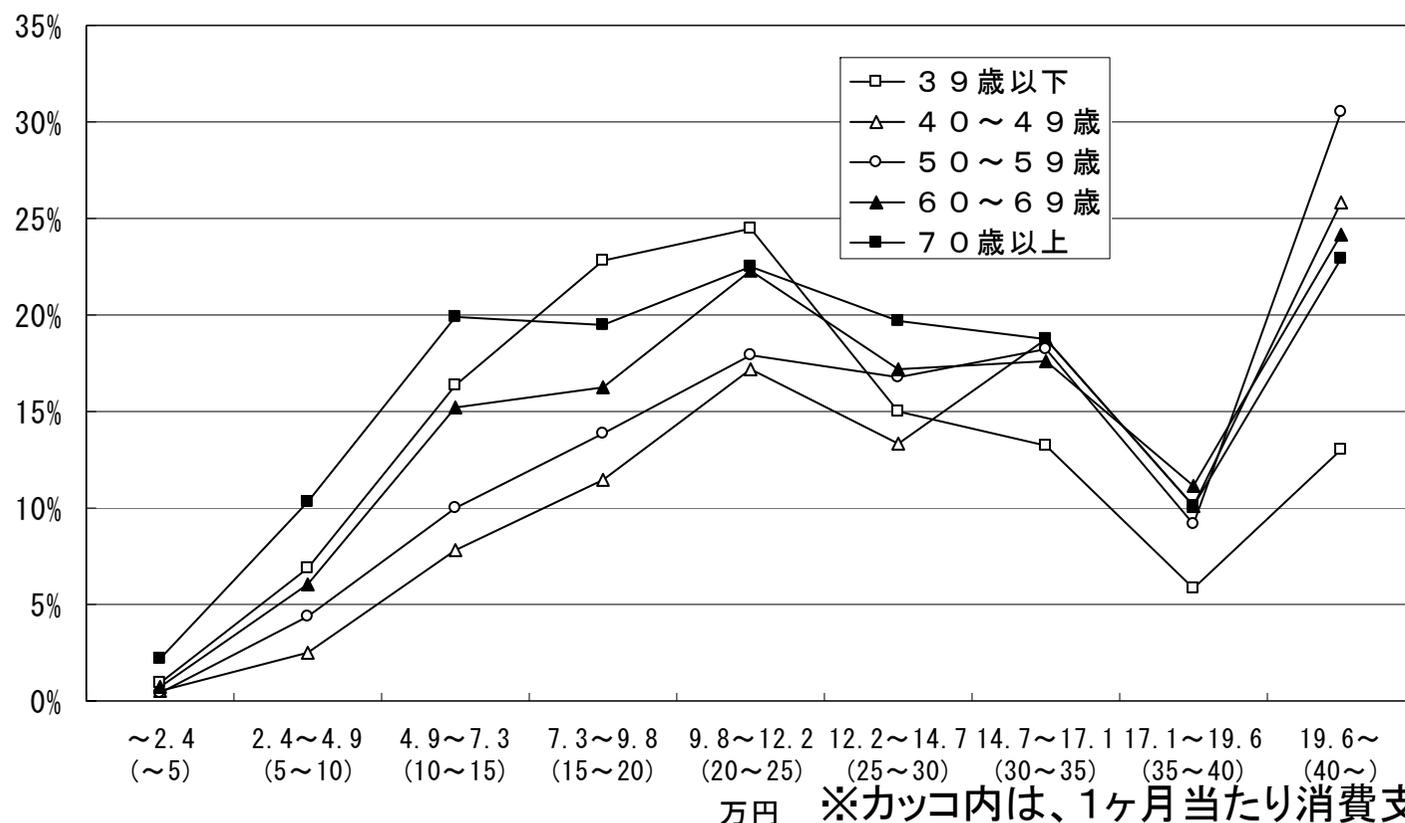


資料:厚生労働省『国民生活基礎調査』2006年

# 所得税、社会保険料と消費税の負担(4)

- 消費税年間支払額の分布(世帯主年齢階層別)

## 年齢階層内の構成比



※カッコ内は、1ヶ月当たり消費支出額  
「不詳」は除く

資料:厚生労働省『国民生活基礎調査』2006年

© Takeru Doi.

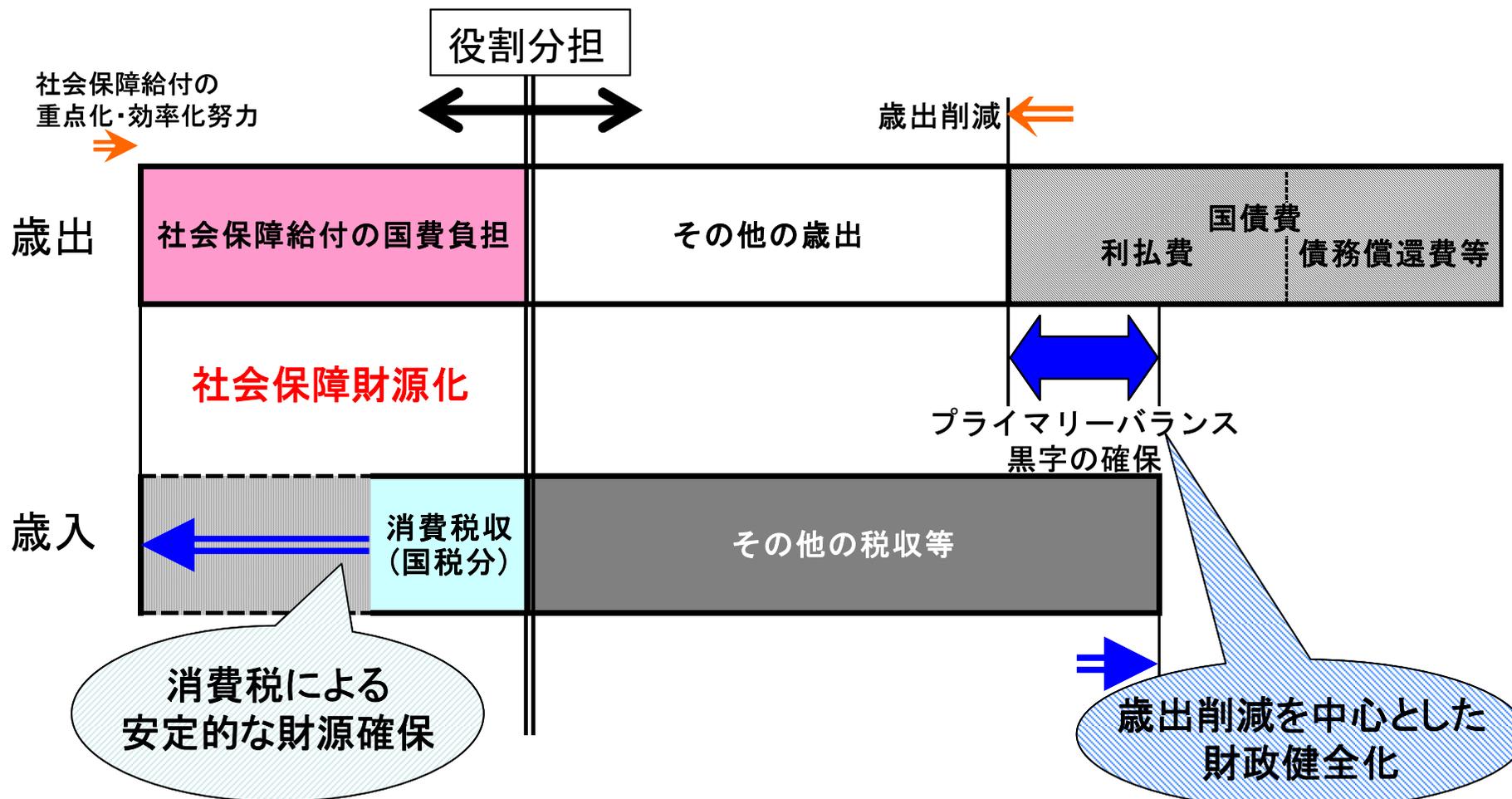
## 所得税、社会保険料と消費税の負担(5)

- 高齢世代の半分強は、所得税納税ゼロ
- 高齢世代の約半分は、住民税納税ゼロ
- 世帯主が40～59歳の世帯は、2割前後が年間100万円以上の社会保険料納付
- 世帯主が60歳以上の世帯は、2割強が年間20万円以上の消費税支払

# 所得税・社会保険料と消費税の性質

- 若年世代は、所得税、社会保険料負担が多い
  - 高齢世代は、所得税をあまり支払わない
  - 消費税は、若年世代と高齢世代の間で、支払額の分布の差異が小さい
- 他方、社会保障の負担と給付について、世代間格差が顕在
- 世代間格差是正の観点では、消費税を用いるのが適している

# 「消費税の社会保障財源化」による財政規律



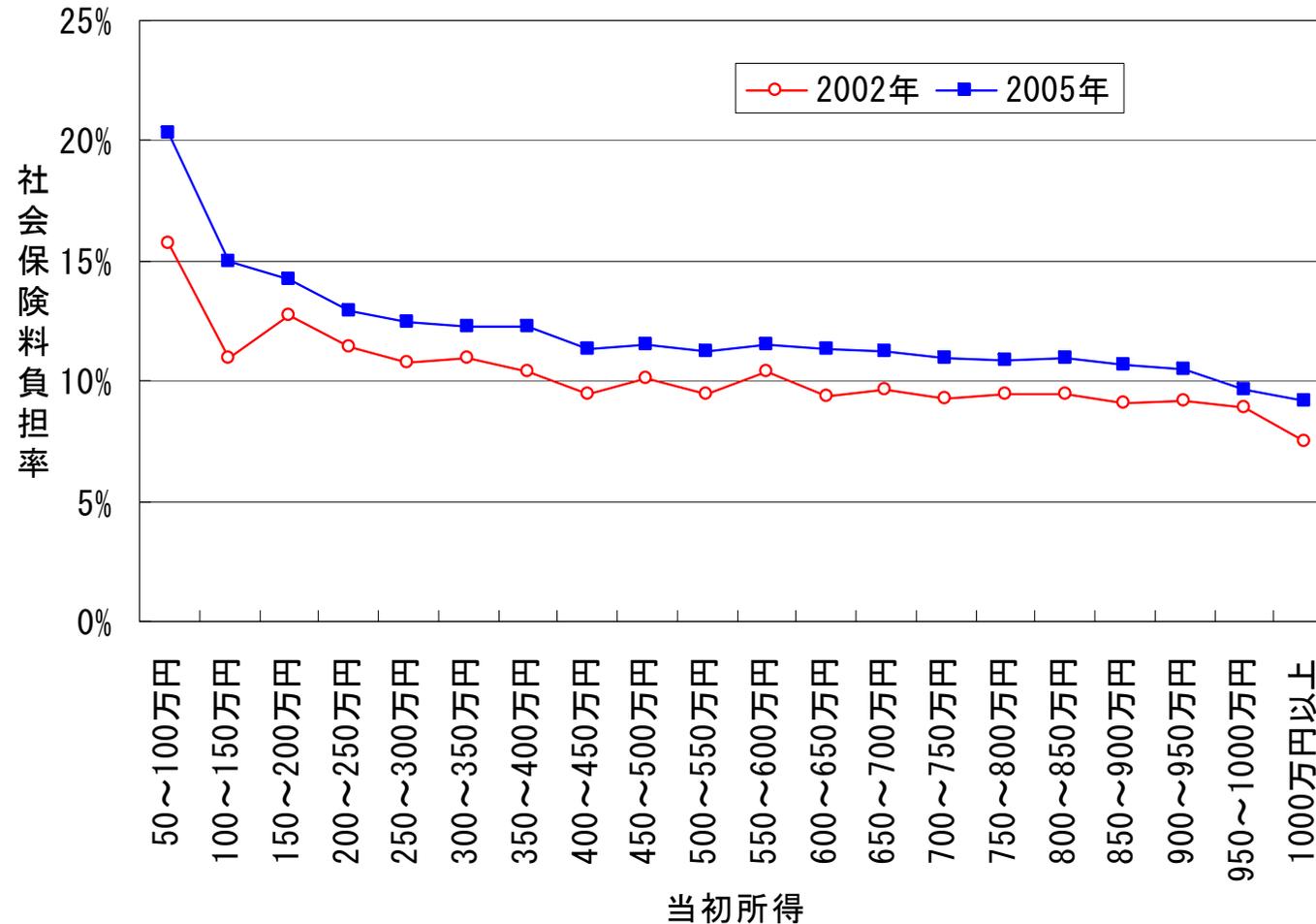
# 消費税にまつわる誤解

- 「消費税は消費者だけが負担する税」  
→納税義務者は生産者、転嫁できなければ生産者も負担
- 「消費税は逆進的」  
→消費は、人々が単年度だけ行うものでなく、一生にわたって行うもの → 「消費税は比例的な税」が正しい

Aさん	1年目	2年目	計
所得	100	100	200
消費	100	100	200
貯蓄	0	0	—
消費税	5	5	10

Bさん	1年目	2年目	計
所得	400	400	800
消費	200	600	800
貯蓄	200	—	—
消費税	10	30	40

# 社会保険料の逆進性



資料:厚生労働省「所得再分配調査」

社会保険料負担率 = 社会保険料拠出額 ÷ 当初所得

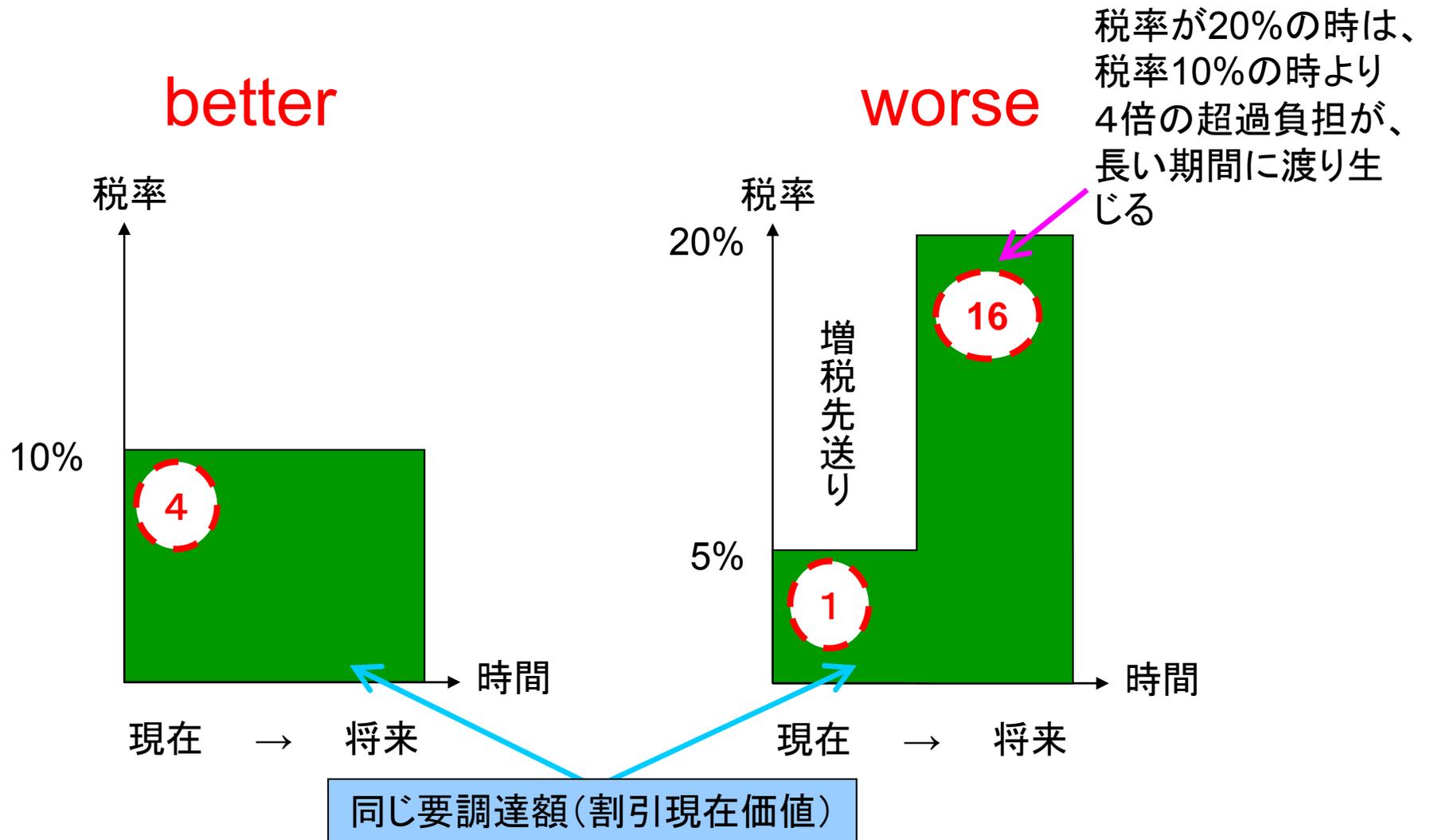
# 所得課税と消費課税の役割分担

- 消費課税は効率性をより実現できるが、垂直的公平性は実現しにくい税
- 所得課税(社会保険料を含む)は垂直的公平性を実現できるが、効率性を阻害する恐れのある税
- これらのバランスを考えれば、効率性を実現すべく消費課税、垂直的公平性を実現すべく所得課税を行うという役割分担が必要
- 消費課税で累進課税の実現を期待することは、そもそも無理な話
- 所得課税と消費課税のどちらをどれだけ課税するかは、必要な税収を確保するために、効率性と公平性のどちらをどれだけ重視するかで判断する

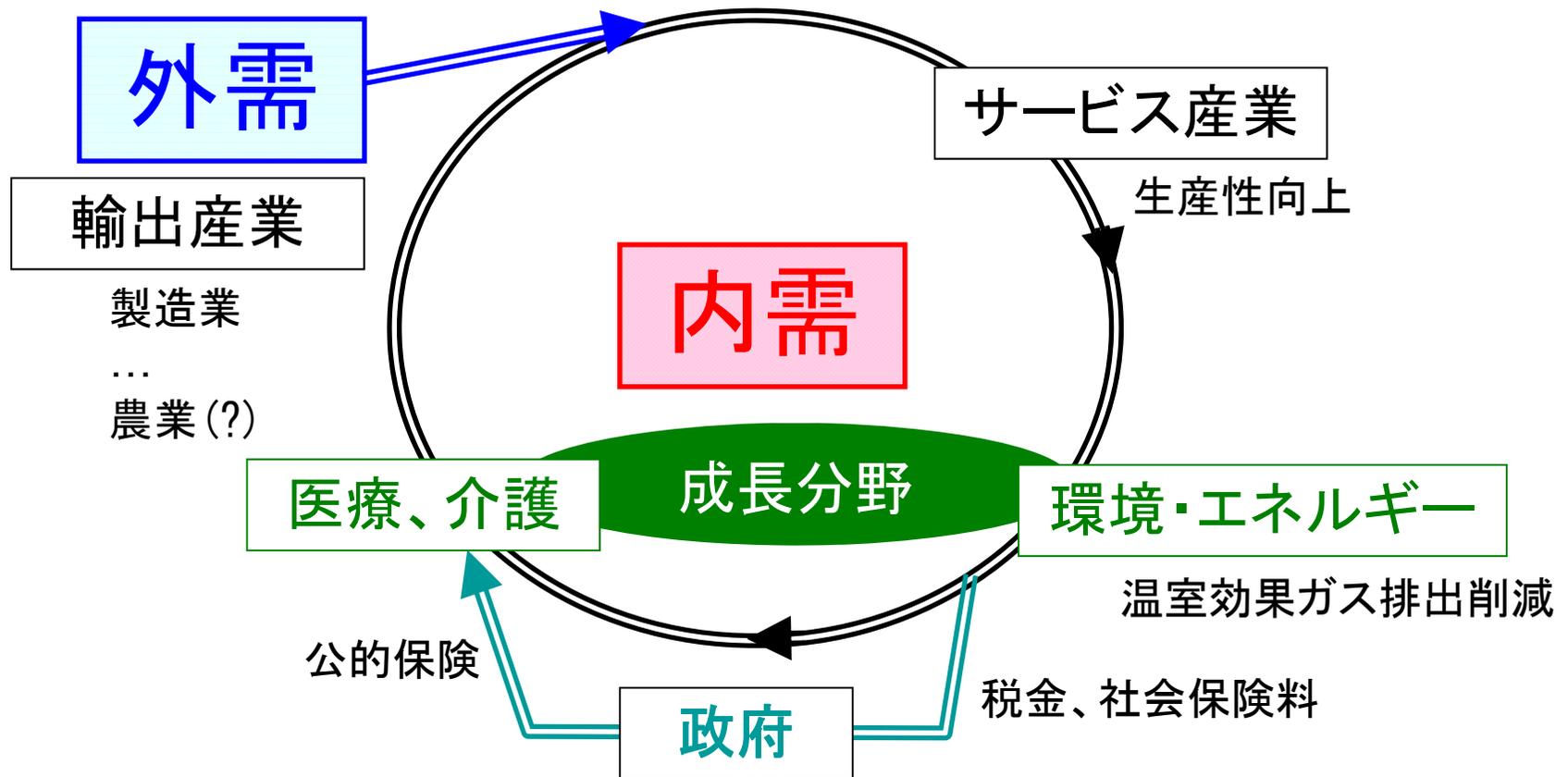
# 異時点間の課税政策

- **課税平準化政策**...バロー・ハーバード大学教授
    - ◆ 現在から将来にかけて増減する政府支出を所与として、資源配分に歪みを与える租税が存在するとき、異時点間の税率は、時間を通じて一定の税率で課するのが、課税に伴う超過負担(資源配分の効率性からのコスト)を最小化にできて望ましい。
    - ◆ 課税による超過負担を抑制
      - 異時点間の資源配分を効率化
- ※課税に伴う超過負担(課税により阻害される経済活動)の大きさは、限界税率の2乗に比例する

# 課税平準化理論 (イメージ)



# 目指すべき我が国の経済構造



# 国と地方の社会保障財源

- 消費税の社会保障財源化に当たっては、社会保障給付の地方負担分についても、同様に社会保障財源化し、社会保障給付費に対する国と地方の役割分担に応じて消費税収を配分することが望ましい
- 地方の財源確保については、地域主権改革に配慮すべき
- すなわち、補助金の一括交付金化の取組み、地方税制・交付税制度の見直しなど地方の自主・自立性を高めるための地方税財政制度の見直しとあわせ、地方自治体が自ら納税者に向き合い、納得を得ながら行政サービスを行うことを目指すべき。具体的には、地方が地域に密着して提供している社会福祉サービスについて、地方自治体の創意工夫が生かされ、地域住民が受益とそれに見合った負担を自由に選択できるよう、個人住民税や固定資産税などの拡充を含む課税自主権の拡大・発揮により対応する必要がある

# 社会保障給付費の財源

【平成22年度予算ベース】



※資産収入等は除いている。

## (参考) 先行研究の紹介

### 「財政健全化・消費税とマクロ経済活動」

井堀利宏(2010年5月18日)

## 平成8～10年（1996～1998年）の財政・経済状況

	四半期	実質成長率	民間最終消費支出	経済状況	主な出来事	
H8	1- 3.	1.0%	0.6%	* 公共投資、住宅投資による景気下支え * 所得減税等による個人消費の持ち直し * 急激な円高(H7年3月以降)の進展	「財政構造改革元年」(H9年度) 「金融システム改革」 H9/4 消費税率引上げ H9/7 アジア通貨危機 H9/11 21世紀を切りひらく緊急経済対策 H9/11 三洋証券、拓銀、山一証券破綻 H9/11 「財政構造改革法」成立 H10/4 金融ビッグバン開始 H10/4 総合経済対策 H10/5 「財政構造改革法」改正 H10/8 ロシア通貨危機 H10/10 日本長期信用銀行破綻 H10/11 緊急経済対策 H10/12 日本債券信用銀行破綻 H10/12 「財政構造改革法」停止	
	4- 6.	(景気拡大期)	1.0%			0.7%
	7- 9.		0.2%			△0.1%
	10-12.		1.4%			1.2%
H9	1- 3.	0.9%	2.0%	* 個人消費、住宅投資等、民需が堅調に推移。輸入も大幅に増加 * 長期金利が歴史的な低水準 * 消費税率引上げに伴う駆け込み需要と反動(その後回復)		
	4- 6.	(5月)	△0.8%			△3.5%
	7- 9.		△0.5%			0.8%
	10-12.	(景気後退期)	0.4%			0.0%
H10	1- 3.	△1.9%	△0.7%	* H9年秋以降、金融機関の相次ぐ破綻等の影響でマインドが低下し、景気が停滞 * 完全失業率が高水準で推移		
	4- 6.		△0.4%			△0.3%
	7- 9.		0.4%			1.0%
	10-12.		0.2%			0.3%

(注) 実質成長率及び民間最終消費支出は対前期比伸び率。

(出典) 財政健全化・消費税とマクロ経済活動(井堀利宏 2010年5月18日)

# 平成9年の消費税率引き上げ

- 先行減税の実施（所得税等の減税＋消費税の増税）
  - ネットでそれほどの増税効果なし → 等価定理が成立？
  - 消費税引き上げが前もって周知 → 駆け込み需要も限定的？
- 同時期に、金融不安で消費者心理が大幅に悪化

# 消費税引上げに伴う財政への影響

所得減税等による減収額		▲ 3. 8兆円				
<table> <tr> <td>所得税・個人住民税の恒久減税</td> <td>▲ 3. 5兆円</td> </tr> <tr> <td>平成6年度改正における相続税減税</td> <td>▲ 0. 3兆円</td> </tr> </table>	所得税・個人住民税の恒久減税	▲ 3. 5兆円	平成6年度改正における相続税減税	▲ 0. 3兆円		
所得税・個人住民税の恒久減税	▲ 3. 5兆円					
平成6年度改正における相続税減税	▲ 0. 3兆円					
消費税の改革		+ 0. 3兆円				
消費税率引上げ（3% → 5%）による純増収額		+ 4. 1兆円				
（増収額 - 政府負担の消費税増加分 = 4. 8 - 0. 7兆円）						
政府負担の消費税増加分のうち公債発行により得るもの		+ 0. 4兆円				
つなぎ公債の償還財源		▲ 0. 5兆円				
社会保障関係		▲ 0. 5兆円				
<table> <tr> <td>年金等の物価スライド</td> <td>▲ 0. 1兆円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉</td> <td>▲ 0. 4兆円</td> </tr> </table>	年金等の物価スライド	▲ 0. 1兆円	社会福祉	▲ 0. 4兆円		
年金等の物価スライド	▲ 0. 1兆円					
社会福祉	▲ 0. 4兆円					
合 計		0. 0兆円				

（出典）『平成7年 改正税法のすべて』

# 平成10年度年次経済報告における分析

平成9年の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減は、税率引上げの翌期（7-9月）には回復。その後の景気低迷は、金融システムの信頼低下やアジア経済・通貨危機の影響が大きい。

## 平成10年度年次経済報告（平成10年7月17日 経済企画庁）

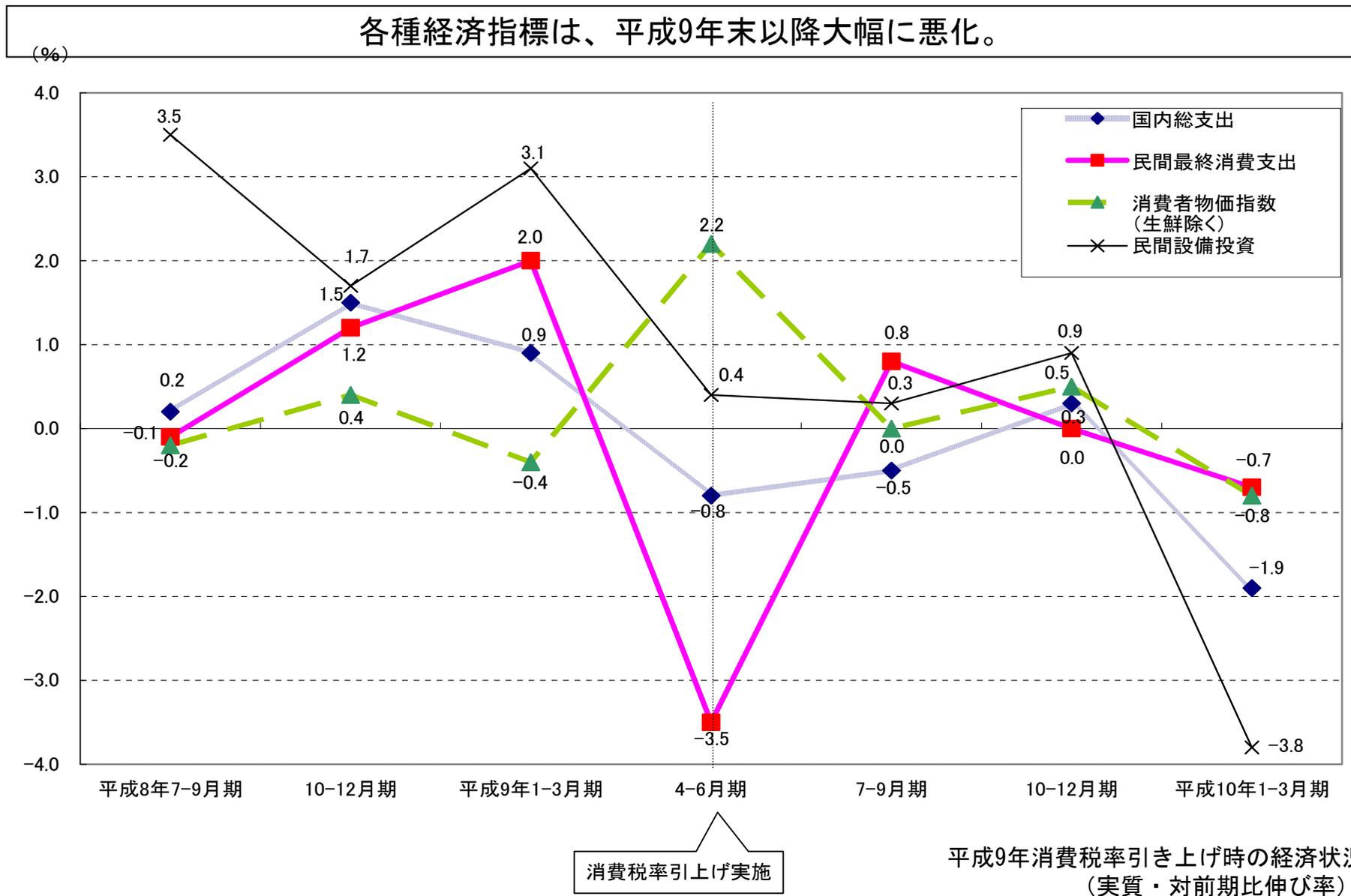
バブル崩壊後の長期の景気停滞の後、我が国経済は緩やかながら回復を続けていました。1997年度には自立回復過程への復帰は頓挫し、停滞状態に陥ることになりました。年度当初は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減が予想以上に大きく現れましたが、その後回復に向かっていた。しかし、秋以降の金融機関破たんによる金融システムへの信頼低下やアジア経済・通貨危機等が影響する中、家計や企業の心理の悪化、金融機関の貸出態度の慎重化等が实体经济に影響を及ぼしました。こうした状況を克服するため、昨年末から景気下支えと金融システム安定化のための対策を取り、また98年度に入って、過去最大規模の「総合経済対策」を決定しました。

（参考：平成9年度のいわゆる「9兆円の負担増」）

消費税率の引上げ等	5.2兆円	} 合計 8.6兆円
所得税等の特別減税の廃止	2.0兆円	
社会保険料の引上げ（年金・医療）	0.6兆円	
医療費の自己負担の増	0.8兆円	

（出所） 経済企画庁 「日本経済の現況（平成10年版）」

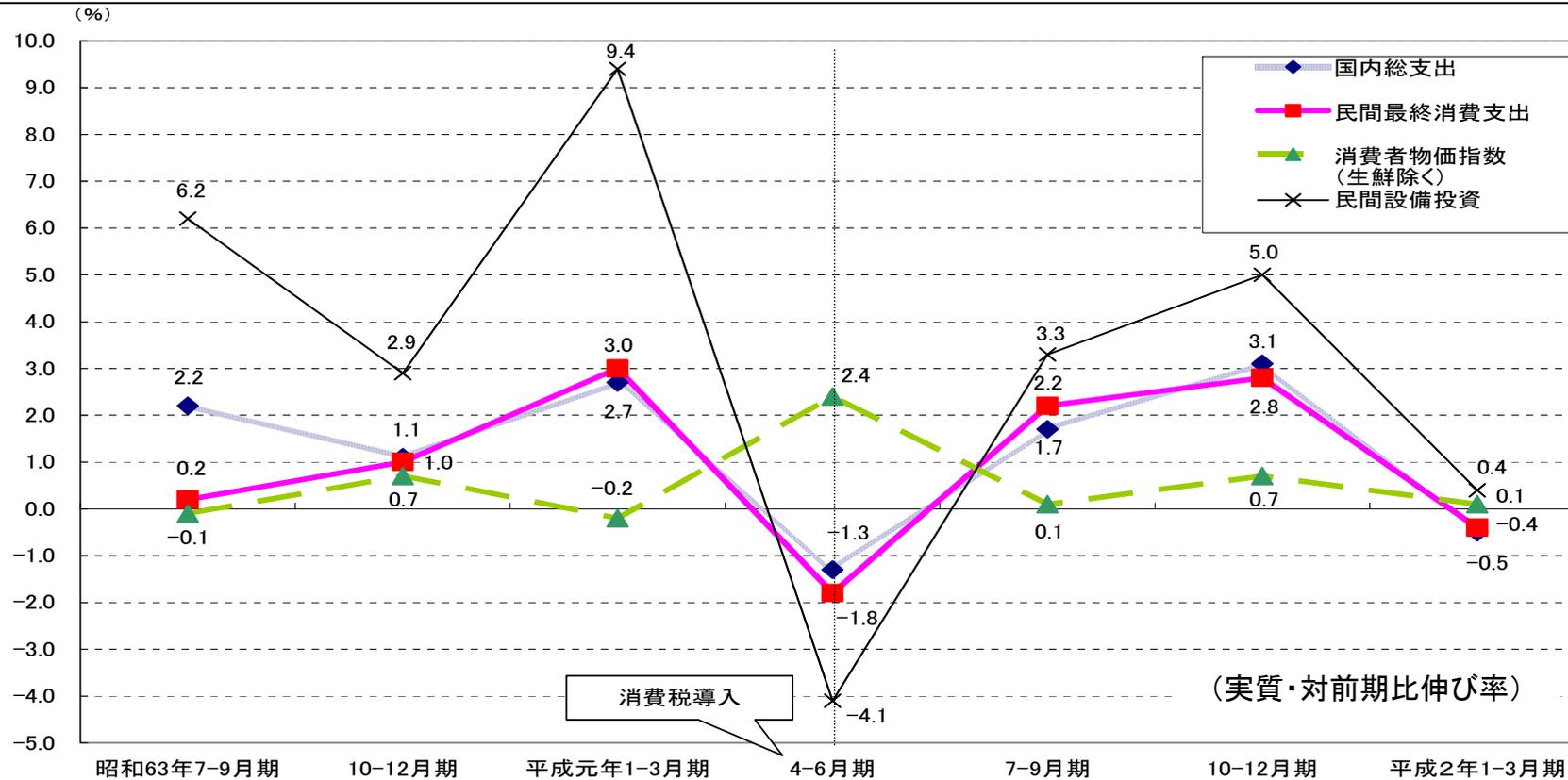
# 平成9年の主要経済指標



(出典) 財政健全化・消費税とマクロ経済活動(井堀利宏 2010年5月18日)

# (参考) 消費税導入時の主要経済指標

各種経済指標は、消費税導入の翌期以降回復。



## (参考: 消費税導入時の税制改革)

所得税減税	▲2.4兆円(▲3.3兆円)	消費税創設	+4.4兆円(+5.4兆円)
相続税・贈与税減税	▲0.7兆円(▲0.7兆円)	その他課税適正化等	+0.8兆円(+1.2兆円)
法人税減税	▲1.5兆円(▲1.8兆円)		
物品税等廃止	▲2.3兆円(▲3.4兆円)		

合計で▲1.8兆円(▲2.6兆円)のネット減税

(注) 国税における改正増減収額を記載。なお、括弧内は国・地方を合わせた改正増減収額(経済企画庁「物価レポート'89」)。

# 諸外国の事例

## (1)ドイツ

(2007年:付加価値税率の引き上げ16%→19%)

増収分:財政赤字削減+失業保険料引き下げ

## (2)イギリス

(2008年12月~2009年12月:  
17.5%→15%→17.5%)

どちらも、駆け込み需要、反動効果はある程度生じた

中期的には、マクロ経済にそれほどの抑制的な影響なし?

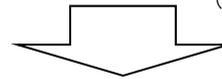
# 2007年1月のドイツの付加価値税の引上げ①

## 1. 背景

マーストリヒト条約の財政基準（債務残高対GDP比60%以内、財政収支対GDP比3%以内）を満たさない状況が4年間（2002年～2005年）継続。→ **財政再建の必要性**

ドイツ	2002年	2003年	2004年	2005年
債務残高対GDP比 (%)	62.1	65.4	68.8	71.1
財政赤字対GDP比 (%)	▲3.6	▲4.0	▲3.7	▲3.2

(備考) OECD「エコノミック・アウトトラック81 (2007年6月)」



メルケル大連立政権下で、キリスト教民主/社会同盟 (CDU/CSU) 及び社会民主党 (SPD) が連立合意において以下の公約 (2005年11月)

- ①付加価値税率の引上げを2007年より実施 (CDU/CSUの公約)
- ②所得税の最高税率の引上げを2007年より実施 (SPDの公約)

## 2. 税制改正の内容 (※2007年1月より施行)

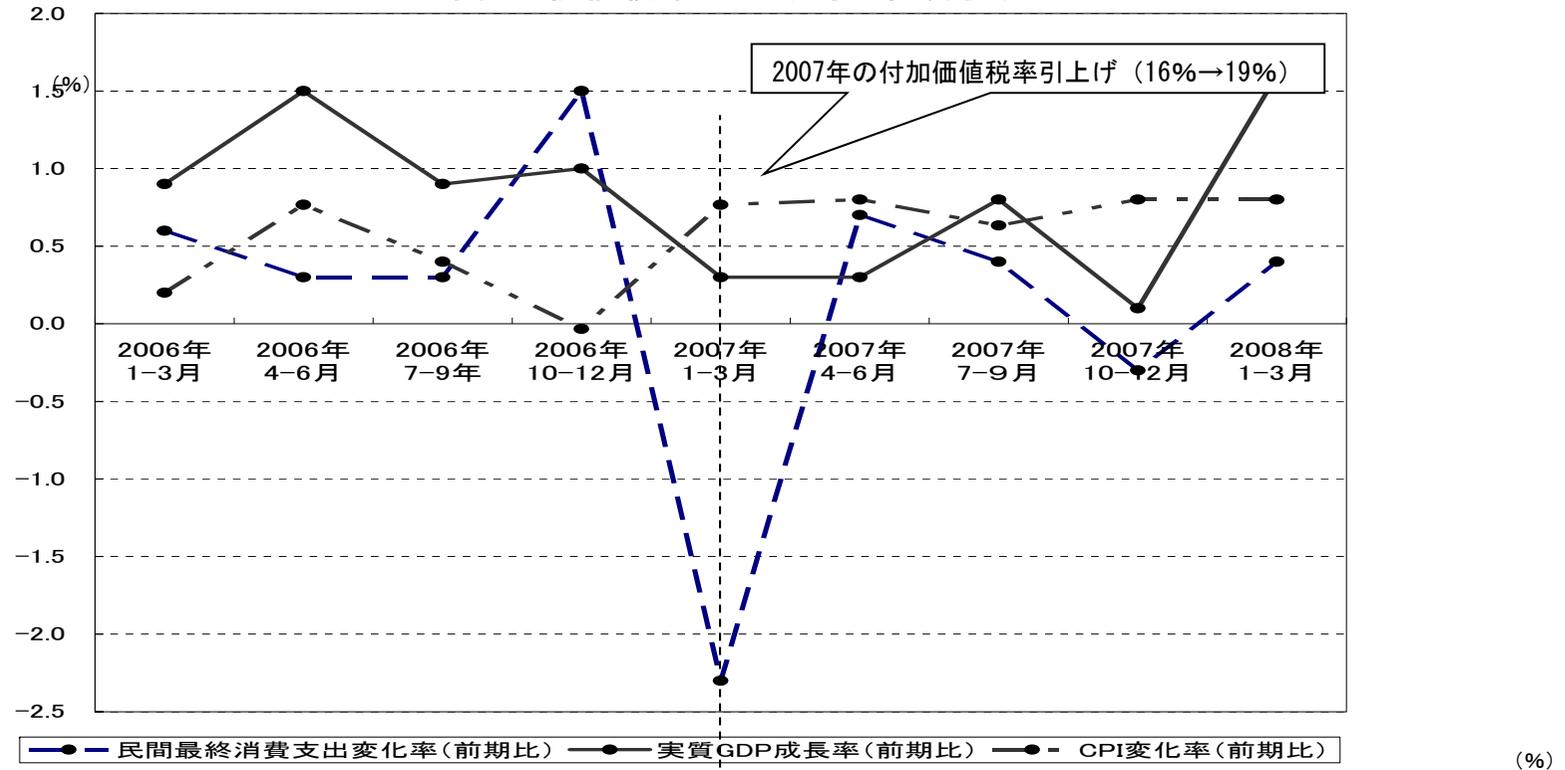
- 付加価値税率の引上げ (16%→19%) 【増収見積額 229億ユーロ (約3.1兆円)】  
→ 増収分の3分の2は財政再建に、3分の1は失業保険料の引下げに充当
- 所得税の最高税率の引上げ (42%→45%) 【増収見積額 13億ユーロ (約0.2兆円)】

# 2007年1月のドイツの付加価値税の引上げ②

## ○ 経済への影響（連邦中央銀行・連邦財務省等の当時の分析より）

- ・ 付加価値税引上げの影響については、足元では、旺盛な設備投資により、**経済成長への影響は限定的**。他方、物価への影響については、原油価格の下落等も作用し、**物価上昇率は1%程度の軽微な上昇**にとどまっている。
- ・ 中長期的な影響については、**財政健全化がシグナルとなって国民のマインドが上昇**など**経済にプラスの効果**が生まれると見られる。

2007年付加価値税率引上げ時の経済状況



	2006年 1-3月	2006年 4-6月	2006年 7-9月	2006年 10-12月	2007年 1-3月	2007年 4-6月	2007年 7-9月	2007年 10-12月	2008年 1-3月
民間最終消費支出（対前期比）	0.6	0.3	0.3	1.5	▲2.3	0.7	0.4	▲0.3	0.4
実質GDP（対前期比）	0.9	1.5	0.9	1.0	0.3	0.3	0.8	0.1	1.6
CPI（対前期比）	0.2	0.8	0.4	0.0	0.8	0.8	0.6	0.8	0.8

# 2010年1月のイギリスの付加価値税率の引戻し

- イギリスにおいては、景気刺激等のため、2008年12月1日から2009年12月31日までの13ヶ月間、付加価値税の標準税率を時限的に17.5%から15%に引き下げていた。なお、2010年1月1日に標準税率は17.5%に引戻されたところ。

(注) イギリスにおいては、基礎的食料品、水、医薬品等に対してはゼロ税率が適用され、家庭用燃料・電力等に対しては軽減税率5%が適用されている。

## ○付加価値税率の引戻し（15%→17.5%）が消費等に対して与える影響 について（イングランド銀行、英国小売協会等の分析）

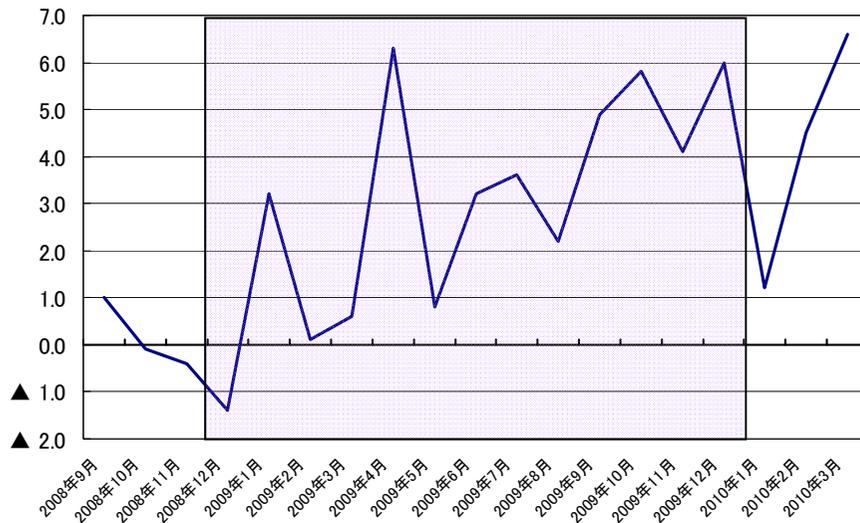
「付加価値税率が17.5%に戻ったことで、しばらくの間、CPIは3%を超えることになるだろう。しかし、そのような高水準は、一時的なものであり、インフレ継続要因とはならない。」  
 （キング総裁（イングランド銀行）スピーチ 2010年1月19日）

「2010年1月の小売売上上の低下は、（VAT引戻しによる消費抑制だけでなく）、消費者の政治・経済情勢の先行き不安感による消費抑制や大雪などの悪天候が主因。」  
 （ステファン・ロバートソン ディレクターゼネラル（英国小売協会）2010年2月）

「2010年3月の小売売上の上昇は、イースター休暇前の食料品等の需要増などの特殊要因が主因。消費に対して依然として慎重である一方で、1年前よりも消費者の購買意欲が高まりつつある。」  
 （ステファン・ロバートソン ディレクターゼネラル（英国小売協会）ほか 2010年3月）

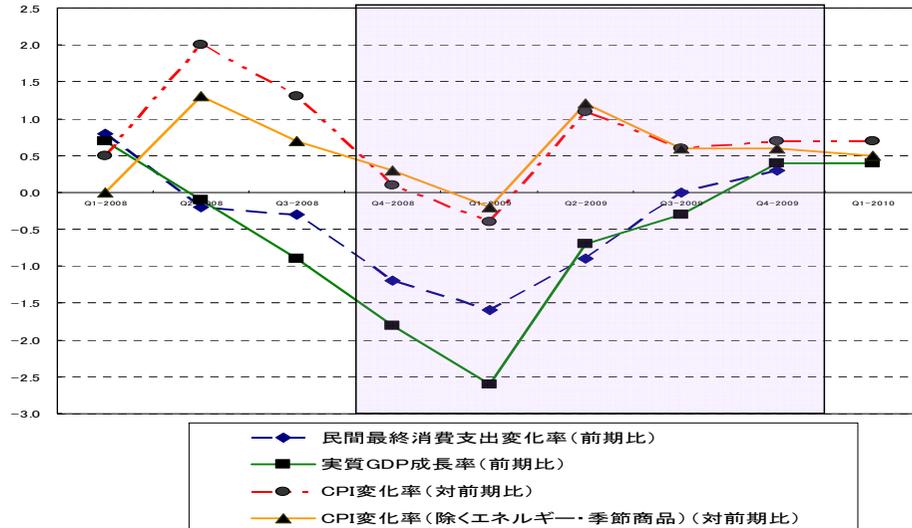
「2010年第1四半期の実質GDP成長率は前期比+0.4%。悪天候や年初に実施された付加価値税率引戻しが成長率の押し下げ要因となったことを考慮すると、イギリスの成長率は+0.4%以上であると推測される。」  
 （英国国立経済社会研究所（NIESR）2010年4月）

イギリスにおける小売売上（名目、金額ベース）の対前年同月比の推移（%）



(備考) 英国小売協会 (BRC) 公表資料をもとに作成

経済状況 (CPI変化率等) について (%)



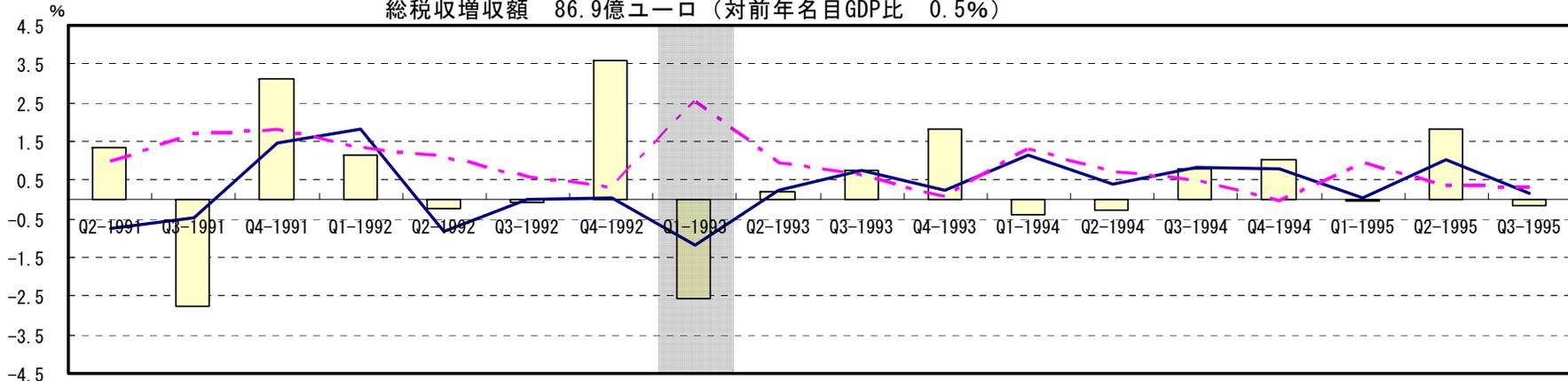
(備考) 英国国立経済社会研究所公表資料等をもとに作成

(参考) 主要国における90年代以降のその他の付加価値税引上げ時の経済状況 (1)

【ドイツ】

民間最終消費支出変化率(前期比) 実質GDP成長率(前期比) CPI 変化率(前期比)

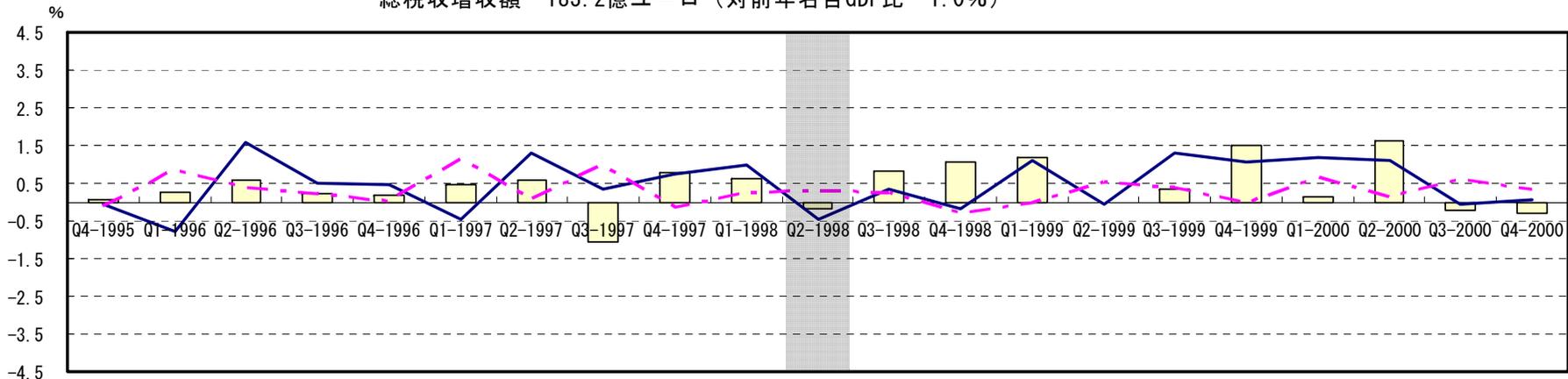
●1993年1月 (14% → 15%) : 付加価値税増収額 95.1億ユーロ (対前年名目GDP比 0.6%)  
 総増収額 86.9億ユーロ (対前年名目GDP比 0.5%)



(参考) 各年の実質GDP成長率

1991年 : 5.1% 1992年 : 2.2% 1993年 : -0.8% 1994年 : 2.7% 1995年 : 1.9%

●1998年4月 (15% → 16%) : 付加価値税増収額 47.6億ユーロ (対前年名目GDP比 0.2%)  
 総増収額 183.2億ユーロ (対前年名目GDP比 1.0%)



(参考) 各年の実質GDP成長率

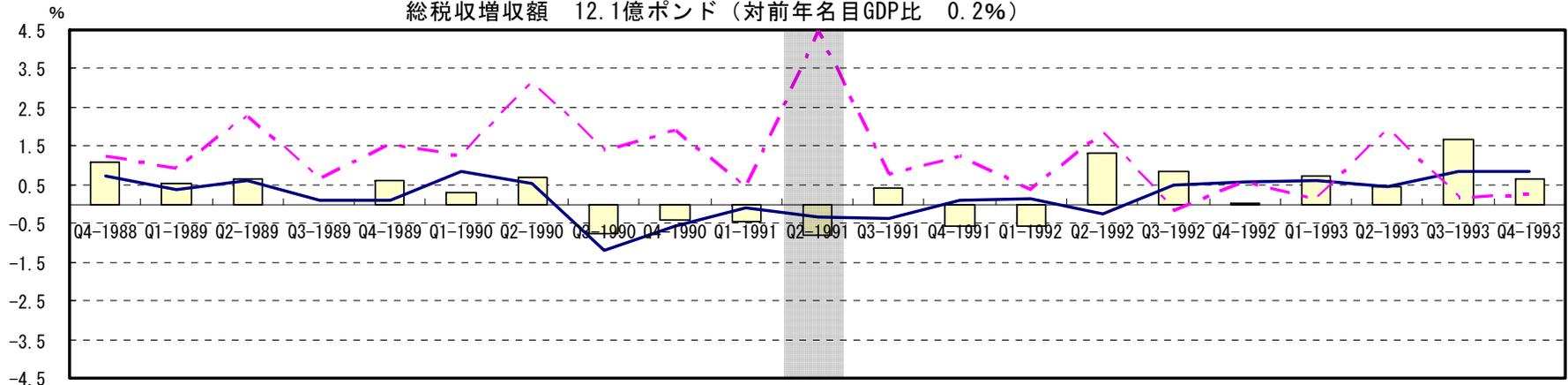
1995年 : 1.9% 1996年 : 1.0% 1997年 : 1.8% 1998年 : 2.0% 1999年 : 2.0% 2000年 : 3.2%

(出典) OECD "National Accounts" 及び 同 "Revenue Statistics"

## (参考) 主要国における90年代以降のその他の付加価値税引上げ時の経済状況 (2)

### 【イギリス】

●1991年4月 (15% → 17.5%) : 付加価値税増収額 33.9億ポンド (対前年名目GDP比 0.6%)  
 総増収額 12.1億ポンド (対前年名目GDP比 0.2%)

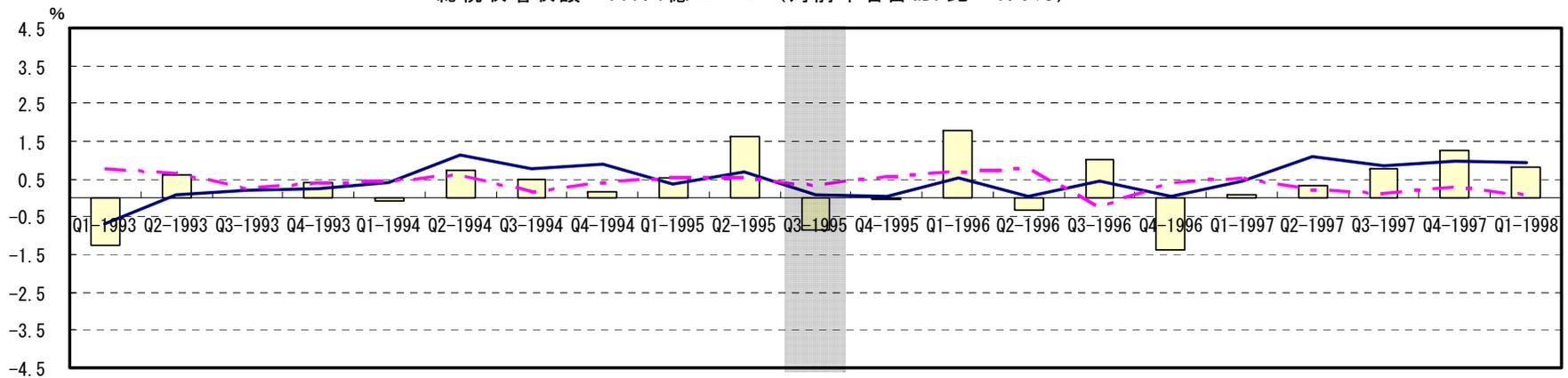


(参考) 各年の実質GDP成長率

1988年 : 5.0% 1989年 : 2.3% 1990年 : 0.8% 1991年 : -1.4% 1992年 : 0.1% 1993年 : 2.2%

### 【フランス】

●1995年8月 (18.6% → 20.6%) : 付加価値税増収額 40.8億ユーロ (対前年名目GDP比 0.4%)  
 総増収額 117.1億ユーロ (対前年名目GDP比 1.0%)



(参考) 各年の実質GDP成長率

1993年 : -0.9% 1994年 : 2.2% 1995年 : 2.1% 1996年 : 1.1% 1997年 : 2.2% 1998年 : 3.5%

(出典) OECD "National Accounts" 及び 同 "Revenue Statistics"

# 増税の経済効果

- ケース1：増税＋無駄な歳出増  
負担増で、民間消費、投資が抑制
- ケース2：増税＋有益な歳出増  
負担増と歳出のメリットが相殺  
均衡予算乗数（需要面）  
歳出が将来の生産増につながれば、成長にプラス（供給面） 貯蓄性向＜歳出での投資性向

- ケース3：増税＋減税（あるいは移転支出）
  - (1)所得効果：再分配効果（マクロの限界消費性向が増加→需要の増加：マクロの限界貯蓄性向が増加→供給の増加）
  - (2)代替効果：税制改革で相対価格が変更  
労働意欲刺激効果、投資意欲刺激効果

## ケース4：増税＋財政赤字の削減

標準的議論：現在の負担増で民間需要は抑制  
⇒「貯蓄過剰」と言われる我が国で、民間消費の抑制はどの程度起こるか？

世代間負担の緩和：世代間の公平性

中立命題：効果なし

財政危機の緩和（非ケインズ効果）：民間消費、投資を刺激

# 消費税の経済効果

- 消費税と所得税の同等性(等価命題)

予算制約式: 消費 = 所得

消費税のケース:  $(1 + \text{消費税率}) \text{消費} = \text{所得}$

所得税のケース:  $\text{消費} = (1 - \text{所得税率}) \text{所得}$

→ もし  $1 / (1 + \text{消費税率}) = 1 - \text{所得税率}$  なら、両方の課税は、同じ

例: 消費税率25% = 所得税率20%

(ただし、フラットな所得税、遺産なし、合理的な個人)

# 消費税と経済成長

- 標準的なシミュレーション分析では、消費税は所得税と比較して成長にプラス

課税のタイミング効果（消費税で貯蓄が増加、消費は減少しない）

- 貯蓄増加→資本蓄積、成長の促進（新古典派モデル：供給能力の増加が成長の源泉）

# 消費税と駆け込み需要

消費税率の上昇で相対価格上昇

- 駆け込み需要(ストック可能な消費財で発生)
- 引き上げが終わった段階で、反動の消費需要減
- 消費税率の引き下げでも同様の効果

引き下げ前に需要減、引き下げ後に需要増

引き上げが終わったことが、消費にマイナス  
(引き上げそのものではなくて)

中長期的には、相対価格効果は小さくなる

短期的には、景気変動と引き上げ時期を調和させるのが  
困難

段階的引き上げは、反動を先送りするプラスの効果あり

# 消費税引き上げのタイミング

## (1) 代替効果でみると

- 消費税引き上げ＝インフレマインドの導入
- インフレ期：インフレ加速要因
- デフレ期：デフレマインドの相殺

## (2) 所得効果で見ると、

- 消費税の引き上げ＝可処分所得の減少で、民間需要減
- ただし、税収増の使い道も考慮すべき
- ケース1以外なら、所得効果は深刻なのか？

# 今後の消費税率引き上げ

- 税収中立では無理

ネットで増税（一部は財政赤字の縮減に）

→ 将来の増税を回避できるプラスの効果を経済がどこまで評価するか？

→ 政府の財政運営に対する信頼感、税収の使い道に関する安心感に依存？